

資料1 - 5	H18.9.27
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成18年10月以降の障害福祉サービスの支払いについて

千葉県においては平成18年度10月以降の障害福祉サービスの支払いについて同一事業所番号の請求書として作成することに伴い、サービス種類が異なっても同一事業所番号による1つの請求書については1つの口座番号あてに支払いをすることにします。

そのため、支払い口座番号の調査を行いますので、**千葉県における同一事業所番号の請求書の口座番号についての調査票**について記入していただき、平成18年10月13日(金)までに千葉県障害者自立支援課まで郵送で提出ください。

提出書類

- ・ 千葉県における同一事業所番号の請求書の口座番号についての調査票
(事業者番号ごとに1枚ずつ提出してください。)

支援費制度で委任状を提出いただいている事業者におかれましては今後、障害福祉サービスについての委任状が必要となりますので、別紙委任状について記入していただき、押印後、郵送で提出ください。

委任状については、請求者が法人の代表者でない場合は「委任状(請求)」、銀行等の口座が法人の代表者の名義でない場合は「委任状(受領)」を提出いただくことになります。(両方の場合は、「委任状(請求・受領)」となります。)

なお、提出は該当する事業者のみとなります。

送付先 〒260-8722
千葉県中央区千葉港1-1
千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課自立推進係
電話 043-245-5228
ファックス 043-245-5549